

1 人口減少社会における多文化共生の取り組みについて

<sup>とうどう</sup>東堂議員にお答えいたします。人口減少社会における多文化共生の取り組みについてであります。

現在、本県には7万人を超える外国人が生活していますが、人口減少社会において、本県の活力を維持するためには、日本人県民と外国人県民が共に住みやすく活躍しやすい、多文化共生の地域づくりを進めることで、更に外国人を呼び込み、地域の活性化を図ることが重要であります。

県では、日本人と外国人の交流を促進し、多文化共生意識の定着を図るため、日本人県民と外国人県民との協働により作成された、身近な外国人とのコミュニケーションづくりのための「多文化共生の手引き」の活用や、ショッピングモール等で各国文化を体験し両県民が交流するイベントの開催、ふじのくに留学生親善大使による県民との異文化交流などを進めております。

また、外国人県民も安心して快適に暮らせるよう、ラジオ等による多言語での生活情報の提供、外国人の子どもの不就学の解消や学校での学習支援等に取り組むとともに、外国人県民の地域活動への積極的な参加を促すため、外国人コミュニティと連携した防災研修などにも努めているところです。

引き続き、外国人県民との交流や相互理解を図るための機会を拡充す

るとともに、県内で活躍している在住外国人のインターネットによる紹介などを通じて、外国人も住みやすくて能力を発揮しやすい“ふじのくに”であることを県内外に積極的に発信し、留学生の受入れや外国人の定住人口の拡大につなげてまいります。

2 老朽空き家対策について

老朽空き家対策についてお答えいたします。

空き家、とりわけ、長年放置された老朽空き家が社会的に大きな問題となっております。県内でも掛川市など4市町では、空き家等の適正管理に関する条例を制定するなど、積極的に取り組み始めた市町もありますが、総体として対策はこれからという状況にあります。

こうした中、昨年11月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、空き家等への立入調査や所有者等に関する固定資産税情報の内部利用のほか、危険な老朽空き家の所有者等への指導、勧告、命令や行政代執行などの権限が市町村長に認められました。

また、法では、空き家に関するデータベースや対策計画の作成、空き家やその跡地の活用方策の検討など、総合的かつ計画的に空き家対策を推進することを市町村に求めているほか、県に対しては、市町村が講ずる措置について、必要な支援に努めなければならないとされております。

こうしたことから、県では、今後、研修会等を通じて市町に対して法制度の周知徹底、先進的な取組事例の紹介、技術的な助言などの支援を行うとともに、意欲ある市町と不動産等の関係団体などを交えて、モデルとなる老朽空き家対策について研究を進めてまいります。さらに、空き家の所有者等の意識の向上やリフォームなどによる空き家の流通の促進など、老朽空き家の発生未然防止に努めてまいります。

以上であります。

3 イノシシ被害対策の取り組みについて

イノシシ被害対策の取り組みについてお答えいたします。

県は、これまで、イノシシの捕獲を推進するため、市町や地域が行う、箱わな等の機材整備や捕獲活動に対し支援してきたほか、市町や農協職員等を対象に、各地域で、わなや侵入防止柵の設置等を指導する「鳥獣被害対策総合アドバイザー」を今年度までに284人養成しております。

こうした取組により、イノシシの被害額は、平成25年度には、約1億6,000万円とピーク時から半減しましたが、依然としてその被害は深刻であります。このため、今後の各市町の捕獲目標を前年度の捕獲実績以上にするよう指導するとともに、捕獲に対する支援を1頭7,000円から、平成27年度には8,000円に増額する予算案を本議会にお諮りしております。

また、森林・林業研究センターが、自動撮影カメラ等により行動を調査したところ、イノシシは、広範囲を移動するのではなく、ある程度決まったエリアの畑地を餌場として巡回していることが明らかになりました。さらに、新型のくりわなや電気ショックによる止めさし器具などについて、平成27年度中の実用化に向け開発中でありま

す。

県といたしましては、今後も、捕獲対策への支援や研究成果の活用により、安全で効率的な捕獲の推進とともに、侵入防止柵の設置などの予防対策等も含め、イノシシの被害防止対策を総合的に進めてまいります。

以上であります。

4 気候変動による雨量の増加に対応した河川整備について

気候変動による雨量の増加に対応した河川整備についてお答えいたします。

本県の河川整備は、これまで、洪水による浸水被害の危険性や流域の資産などを勘案して、当面の整備目標である時間雨量50mmに対応した河道の拡幅や遊水地の整備など予防型対策を実施し、治水安全度の向上を図ってまいりました。

さらに、近年、床上浸水など大きな被害のあった河川については、同様な災害を再び発生させないよう、災害復旧事業と併せて河川断面を拡幅改良するなどの災害対応型対策を、スピード感を持って推進しているところであります。

雨量の増加に対応した抜本的な河川整備については、下流域からの整備の必要性や財政面での制約などにより長期間を要することから、まずは現在実施している改修計画を推進し、一定の治水安全度を確保した後に、更なる河川断面を確保するなどの段階的な整備により、減災効果の早期発現に取り組んでまいります。

県といたしましては、河川改修や貯留施設などの整備を進めるとともに、防災情報の提供による警戒避難体制の拡充など、ソフト対策も組み合わせた総合的な浸水被害軽減対策を推進し、県民の皆様が安全で安心して暮らせる水害に強い県土づくりに努めてまいります。

以上であります。

5 原子力災害時における要配慮者の避難対策について

次に、原子力災害時における要配慮者の避難対策についてであります。

原子力災害が発生し、地域住民が避難や家族の安否確認等で大きく混乱している中、入院患者や介護施設の入所者など、早期の避難が困難な要配慮者が、放射能の影響を避け、周囲の混乱が落ち着くまで、屋内に一時退避することは、現実的に有効な手段となります。

要配慮者の屋内退避施設の放射線防護設備につきましては、今年度、浜岡原子力発電所から5 k m圏内の病院や老人福祉施設等4施設において整備しているところでありますが、国の補助対象区域が原子力発電所から、おおむね10 k m圏内に拡大されたことを受け、更に3施設の整備を計画することといたしました。

これに加え、庁舎や消防本部など、市町の災害拠点施設についても補助金の活用が可能となりましたことから、2施設において整備を計画することとし、合わせて5施設の整備費について今議会にお諮りするとともに、国に要望しているところであります。

こうした放射線防護対策は、住民の被爆を低減し、避難計画の実効性を高めるものとなりますことから、国に対し、10 k m圏内にとどまらず、補助対象区域の一層の拡大を求めていくとともに、関係する市町と連携し、要配慮者を含め地域



住民の皆様がより安全に避難できるよう、原子力防災体制の充実に取り組んでま  
いります。

2月26日（木） 東堂 陽一（自改） 5 知 事 原子力安全対策  
2

なお、その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁申し上げます。

6 道徳の教科化へ向けた取り組みについて

道徳の教科化へ向けた取り組みについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教科化への着実な移行を図り、道徳教育の改善・充実を進めていくことは、児童生徒の豊かな道徳性を育む上で重要であると認識しております。

本県では、各学校において、現行学習指導要領に基づき、道徳の時間を指導の要として、学校の教育活動全体を通じて道徳教育が行われるとともに、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫についても取り組まれているところでありますが、一層の工夫・改善が必要であると考えております。

このことから、県教育委員会では、毎年、道徳教育推進地区を指定し、先進的実践研究を実施しているところであり、本年度は、掛川市と伊豆の国市において研究を実施し、その成果を県内小中学校へ広め、道徳教育の充実を支援してまいります。

また、現在、文部科学省では、教科化へ向けて学習指導要領の改訂作業が行われており、来年度の夏までに改訂の趣旨や内容等について各県への説明が行われる予定です。県教育委員会といたしましては、この説明を受け、各学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を開き、改訂学習指導要領の内容について周知を図るとともに、道徳の時間の指導方法等について協議を行い、道徳教育の更なる改善・充実に努めてまいります。

7 いじめ防止対策について

次に、いじめ防止対策についてであります。

議員御指摘のとおり、昨年度のいじめの認知件数は減少したものの、いじめの根絶には至っていない状況であります。

県教育委員会では、いじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめ防止基本方針を策定するとともに、昨年2月県議会で議決いただいた条例に基づき、外部の専門家や関係機関の代表者等から成る、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策本部を設置し、いじめの発生状況についての調査研究やいじめ防止のための対策の検討を行っていただいております。この検討結果を各学校での指導に活かしていくこととしております。

また、県内の全ての公立学校において、既に、いじめ防止のための学校基本方針の策定や校内組織の設置を行い、いじめの根絶に向けて、具体的な活動を実践しております。さらに、最近増加しているSNSを使ったいじめを早期に発見するため、今年度からスクールネットパトロールを実施するなど、いじめの内容の変化に対応し、より効果的な対策も推進しているところであります。

今後とも、市町教育委員会を始め、専門機関等と十分に連携しながら、いじめの根絶に向けた様々な対策に、社会総掛かりで取り組んでまいります。

以上であります。